

規制に係る事前評価書(記載の考え方)

法令の名称	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	広告に関する規制の強化
担当部局・評価者	環境省自然環境局野生生物課長 中島 慶二 電話番号:03-5521-8282
評価実施時期	平成25年3月
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	希少野生動植物種の違法な譲渡し等の未然防止の強化と、登録を受けた国際希少野生動植物種の適正な流通管理を図る。
内容	希少野生動植物種の個体等を販売又は頒布の目的で広告することを原則として禁止する。ただし、登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の場合は例外とし、登録等を受けた個体等であることその他必要な事項を表示しなければならないこととする。 広告は譲渡し等につながる前段階の行為である陳列と同等の行為であることから、現行の法における陳列に係る全ての規定(陳列の禁止(第17条)、措置命令(第18条)、報告徴収及び立入検査(第19条)、登録個体等の管理(第21条)及び登録機関の申請者の要件(第23条))について、広告も同様の内容を規定することとする。
関連条項	法第17条～第19条、第21条、第23条
必要性	希少野生動植物種はその希少性の高さから高額で取引される性質があり、現行においては希少野生動植物種の個体等の違法な譲渡し等の未然防止を目的として、譲渡し等につながる前段階の行為である陳列を禁止している(法第17条)。しかし、近年広く行われているインターネット上又は紙媒体等での掲載については特段の規定がなく、十分に対応できていない。法の運用においては当該個体等の画像を伴う場合に限り陳列に該当すると解釈してきたが、画像がない場合も販売又は頒布の意思が明確である場合は譲渡し等につながる前段階の行為であることには変わりなく、本来同等に規制すべき行為であることから実物を伴う陳列とほぼ同目的の行為である広告に関する規制を強化する必要がある。
費用	
遵守費用	流通が可能な、登録を受けた国際希少野生動植物種に関しては以下のような遵守費用が発生する。 ①登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記するため、広告の前段階での登録に係る申請のための郵送料、印刷紙代、通信費用 ②登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記せずに広告をしていた者が新たに明記するためにかかる印刷、ネット掲載等に係る費用
行政費用	適正な広告が行われていない場合における措置命令(第18条関係)、報告徴収及び立入検査(第19条関係)に係る費用及び、上記①の場合における登録申請に係る費用が発生する(ただし、手数料をとることで費用の一部を補完する。)
その他の費用	特に発生しない。
便益	希少野生動植物種の違法な譲渡し等につながる広告が禁止され、また、登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の場合は、販売又は頒布をしようとしている個体等が、適法に譲渡し等が可能なものとして登録等を受けているかどうかの確認が容易になり、より適正な流通管理が図られる。以上より、違法な譲渡し等の未然防止ができ、絶滅のおそれのある種の保存が図られる。

想定される代替案							
代替案①	<p>行政指導及び普及啓発等により、希少野生動植物種の広告をしないよう促すとともに、登録を受けた国際希少野生動植物種の場合は適正に登録された個体等である旨を明記した広告となるよう促す。</p>						
	<p>費用</p> <table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td> <p>流通が可能な、登録を受けた国際希少野生動植物種に関しては以下のような遵守費用が発生する。</p> <p>①登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記するため、広告の前段階での登録に係る申請のための郵送料、印刷紙代、通信費用</p> <p>②登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記せずに広告をしていた者が新たに明記するためにかかる印刷、ネット掲載等に係る費用</p> </td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>行政指導、普及啓発などに要する費用が発生する。</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>特に発生しない。</td> </tr> </table>	遵守費用	<p>流通が可能な、登録を受けた国際希少野生動植物種に関しては以下のような遵守費用が発生する。</p> <p>①登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記するため、広告の前段階での登録に係る申請のための郵送料、印刷紙代、通信費用</p> <p>②登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記せずに広告をしていた者が新たに明記するためにかかる印刷、ネット掲載等に係る費用</p>	行政費用	行政指導、普及啓発などに要する費用が発生する。	その他の費用	特に発生しない。
	遵守費用	<p>流通が可能な、登録を受けた国際希少野生動植物種に関しては以下のような遵守費用が発生する。</p> <p>①登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記するため、広告の前段階での登録に係る申請のための郵送料、印刷紙代、通信費用</p> <p>②登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記せずに広告をしていた者が新たに明記するためにかかる印刷、ネット掲載等に係る費用</p>					
	行政費用	行政指導、普及啓発などに要する費用が発生する。					
その他の費用	特に発生しない。						
便 益	<p>代替案では、広告に関する遵守が任意であり、行政指導の範囲であることから、希少野生動植物種の違法な譲渡し等の未然防止の効果が限定的である。また、登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の場合は、販売又は頒布をしようとしている個体等が、適法に譲渡し等が可能なものとして登録等を受けているかどうかの確認ができず、流通管理に支障が生じる。</p>						

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>広告規制のうち国際希少野生動植物種に関しては、広告をしようとする者に対して登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記するための費用等が発生するが、国際希少野生動植物種の適正な流通管理が図られ、違法な譲渡し等の未然防止の強化が期待できることから、希少種の種の保存がなされる便益を期待できる。</p> <p>一方で、代替案①では、同等の遵守費用がかかるものの、行政指導の範囲であることから、希少野生動植物種の違法な譲渡し等の未然防止を担保することが出来ない。</p> <p>このことから、当該規制は有効である。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>平成25年3月26日開催の中央環境審議会自然環境部会において、広告に関する規制の強化をすることが適当である旨の答申を受けた。</p>

レビューを行う時期又は条件
<p>附則の規定に基づき、この法律の施行3年後を予定。</p>

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案 】

規制の内容	広告に関する規制の強化	
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 電話番号：03-5521-8282	
評価実施時期	平成25年3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】希少野生動植物種の違法な譲渡し等の未然防止の強化と、登録を受けた国際希少野生動植物種の適正な流通管理を図る。</p> <p>【内容】希少野生動植物種の個体等を販売又は頒布の目的で広告することを原則として禁止し、登録を受けた個体等の場合は、必要事項を表示しなければならないこととする。</p> <p>【必要性】希少野生動植物種の個体等の違法な譲渡し等の未然防止を目的として、譲渡し等につながる前段階の行為である陳列を禁止しているが、近年広く行われているインターネット上又は紙媒体等での掲載については特段の規定がなく、十分に対応できていないことから、実物を伴う陳列とほぼ同目的の行為である広告に関する規制を強化する必要がある。</p>	
	関連条項	法第17条～第19条、第21条、第23条
想定される代替案	行政指導及び普及啓発等により、希少野生動植物種の広告をしないよう促すとともに、登録を受けた国際希少野生動植物種の場合は適正に登録された個体等である旨を明記した広告となるよう促す。	
規制の費用	費用の要素	
	代替案①の場合	
	(遵守費用)	適正な広告のための費用が発生する
(行政費用)	適正な広告が行われていない場合における費用が発生する	行政指導等に係る費用が発生する
(その他の社会的費用)	特に発生しない	特に発生しない
規制の便益	便益の要素	
	代替案①の場合	
	希少野生動植物種の違法な譲渡し等の未然防止の強化と、登録を受けた国際希少野生動植物種の適正な流通管理を図ることができる。	行政指導の範囲であることから、希少野生動植物種の違法な譲渡し等の未然防止の強化と、登録を受けた国際希少野生動植物種の適正な流通管理に支障が生じる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	適正な広告に係る費用等が発生するが、国際希少野生動植物種の適正な流通管理が図られ、違法な譲渡し等の未然防止の強化が期待できることから、希少種の種の保存がなされる便益を期待できる。このことから、当該規制は有効である。	
有識者の見解その他の関連事項	平成25年3月26日開催の中央環境審議会自然環境部会において、広告に関する規制の強化をすることが適当である旨の答申を受けた。	
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行3年後を予定。	
備考		